

収税課からのお知らせ

桜川市の市税は、皆さんの各月ごとの負担の軽減を図るために、各税の納期が年間をとおして重なることがないような設定になっておりますが、不用意に納期に遅れてしまいますと、次月の税と重なってくることから、負担が増すばかりか、督促手数料や延滞金の徴収対象ともなりかねません。納税通知書をよく確認して納期内の納税をお願いいたします。

督促書が届いたら内容を確認し納期内に納税を

うっかり納税を忘れてしまいますと、納期限から20日以内に督促状が送付されます。督促状は「未納が発生しましたよ」とのお知らせですので、現在分割納税中の方にも平成21年度4月からはもれなく督促状を送送する方針です。

本来、地方税法では督促状が届いた時点から差押等の滞納処分を執行できるとされておりますが、市においては周知の万全を期するため、催告書を送送して滞納整理を実施する旨の再度のお知らせを行っておりますので、期限内の納税をお願いいた

します。また、どうしても納税が困難な場合は、お早めに『収税課』までご連絡をお願いいたします。

市税滞納整理事務処理提要进行策定しました

これは、納税いただく皆さまの負担公平性の確保を図る目的に、滞納整理の執行にあたり一定の基準により統一した対応を図る観点から「桜川市滞納整理指針」を明確にしたものです。

内容の一部としては、督促状の送付から文書による催告、財産調査、差押の執行、市税滞納金への配当、事案の完結に至るまでの滞納整理の流れに基づく事務処理計画及び延滞金の徴収（平成21年4月から地方税法に基づき執行）、差押対象基準（本税20万円以上による3年以上の長期滞納者、分割納付基準（分割納付期間は最長2年とする。滞納額が50万円以上で2年以内に完納ができない場合は「必ず担保を徴収することとする。」）並びに滞納処分の停止に関する基準が主な内容です。

本提要の策定にあたっては、

茨城県税務職員派遣交流により、7・8月常駐勤務した県職と収税課の協議により平成20年10月1日策定（適用）されました。

市税滞納整理の取組み

桜川市は、市税総合収納率を89.3%と昨年の決算時から3.2%の増加を図りましたが、現年課税においては、96%を横ばいに推移する状況にあり、平成19年度での税源移譲からなる約4億円の調定額の増加は平成20年度に昨年より2千万円多い、約1億3千万円の市民税滞納繰越額が生じました。

このため、これまでの訪問中心の滞納整理から、岩瀬地区2班、真壁地区2班、大和地区1班による文書催告・財産調査・差押えを中心とした整理方針に改める一方、納税相談においては各家計を重点に置き、多重債務（消費者金融ローン）の相談にも応じておりますので、来庁納税相談の必要があります。ら、気軽にご連絡をお願いいたします。

現在（9月末までの差押状況）

・所得税還付金の差押 60件
182万9,412円
・預金等（給与を含む）差押 49件
1,119万6,816円

・不動産等の差押 15件

市職員納税一斉推進の実施

昨年に続き、桜川市収納向上対策の一環として納税の公平性と市財源の確保を目的に今年も市税等（市税、国民健康保険税、介護保険料）の催告書を各未納者に手渡し、納税をお願いすることになりました。

『納税推進期間』

11月15日～11月30日

各地区ごとに職員が訪問いたしますので、ご理解のほどお願いいたします。

■問合先／収税課（☎581-5111・751-3111代表）



『茨城県・守谷市・桜川市の合同搜索研修を行う収税課職員（9月29日）』
搜索研修（滞納者の財産差押を想定し、自宅訪問・差押品の押収訓練を行いました。）

本・文具・事務用品・OA機器・印章（印鑑翌日仕上げ）等、各種取り扱っております。

本の定期購読・事務用品など近隣地区の方には無料配達致します。

お気軽にご相談下さい。ムラカミ書店

桜川市真壁町真壁198

Tel 0296-55-3160 Fax 0296-54-2750

わたしたちの企業は、社員一人ひとりの汗で少しでも地域社会の発展に寄与できるよう努力いたしております。

総合建設業

ISO9001認証取得

白田工建株式会社

茨城県桜川市真壁町東矢貝683

TEL 0296-54-1121(代) FAX 0296-54-1797